

第51号

Super Highway

JR東労組バス関東本部

発行日  
2019. 1. 21

スーパーハイウェイ

発行責任者：遠山真一郎  
編集責任者：大枝隆寿  
東京都渋谷区代々木2-2-6  
JR新宿ビル13F  
Tel03-3375-5045 (NTT)

団体交渉において申8号「東関東支店及び鹿嶋支店の将来展望と職場環境改善を求める申し入れ」9項目の議論をおこなう！

職場の具体的な事象を出し議論しても  
「不当労働行為にあたる認識はない」 → 対立

申8号申し入れ 9項目

現場長、管理者による執拗な社友会勧誘及び、労働組合脱退懲憑を止めること。また、悪化した東関東支店職場環境を改善するにあたって具体的方法を明らかにすること。

会社回答

労働組合脱退懲憑のような不当労働行為にあたる認識はないが、不当労働行為またはそのように捉えかねない事象はあってはならないことから、管理者の言動については引き続き適切に指導していくとともに、全ての社員の円滑なコミュニケーションを図っていく。

組合) 労働組合脱退懲憑の認識がないとはどういうことか。

会社) 管理職にヒアリングし調査をした。不当労働行為にあたる行為ではないと認識している。

組合) 不当労働行為またはそのように捉えかねない事象はあるのか。

会社) ない、事象はあってはならない。

組合) 適切に指導していくとはどういう指導なのか。

会社) 支店長会議で不当労働行為は認められないと指導している。その後支店長から課長へ指導している。

組合) 法令遵守であることからそうしなければならない。指導していると言われているが、現場では露骨に不当労働行為が行われている。事象をきちんと調査していただきたい。第三者機関が判断する事柄で、間違いなく不当労働行為に認定される事象であり、組織内で十分に議論していかなければならない。他にも数多くの事象が上がっている。9番の回答を受けて、現場の実態と乖離していることから組合としては「対立」である。

会社) 組合からの意見では一方通行で、どの事象かわからない。

今後も職場で不当労働行為と思われる事象があれば  
会社の指導が徹底されていないということになる